

平成 28 年 10 月 18 日  
学 長 決 裁

### 新潟国際情報大学における公的研究費使用に関する行動規範

この行動規範は、新潟国際情報大学教職員（以下、「教職員」という。）における競争的資金等の使用に際して、その指針を明らかにするものである。

- 1 教職員は、資金配分を受けた競争的資金等の源泉は公的資金（税金等）であるという意識を常に持ち、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員は、競争的資金等の使用にあたり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 4 事務職員は、競争的資金等の適切な執行を保持しつつ、効率的な研究遂行を支援する立場にあるとの意識を常に持ち、事務処理を行わなければならない。
- 5 教職員は、競争的資金等の取り扱いに関する研修等に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 6 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図るとともに、協力して競争的資金等の不正使用防止に努めなければならない。
- 7 教職員は、競争的資金等の使用にあたり取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

#### 附 則

この行動規範は、平成 28 年 10 月 18 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。